



安全データシート (SDS)

1. 製品及び会社情報

昭和化学株式会社
 東京都中央区日本橋本町4-3-8
 担当
 TEL(03)3270-2701
 FAX(03)3270-2720
 緊急連絡 同上
 改訂日 2019/06/05
 SDS整理番号 19537250

製品等のコード : 1953-7250、1953-6230、1953-7270、1953-7240

製品等の名称 : 亜セレン酸ナトリウム

推奨用途 : 分析試薬 (アルカロイドの検出等)

参考：その他の用途 (当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。)
 ガラス・顔料原料、金属の表面処理、陶磁器の着色、合成中間体 など



2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

可燃性固体 : 区分外
 自然発火性固体 : 区分外
 自己発熱性化学品 : 区分外
 水反応可燃性化学品 : 区分外

健康に対する有害性

急性毒性 (経口) : 区分2
 皮膚腐食性・刺激性 : 区分2
 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 : 区分2A
 生殖細胞変異原性 : 区分2
 生殖毒性 : 区分2
 特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露) : 区分2 (呼吸器系、肝臓、心臓、神経系)
 特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露) : 区分2 (中枢神経系、血液、腎臓、肝臓)

環境に対する有害性

水生環境急性有害性 : 区分1
 水生環境慢性有害性 : 区分1

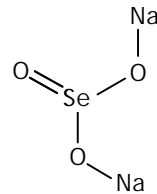
注意喚起語：危険

危険有害性情報

飲み込むと生命に危険 (経口)
 皮膚刺激
 強い眼刺激
 遺伝性疾患のおそれの疑い
 生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い
 呼吸器系、肝臓、心臓、神経系の障害のおそれ
 長期又は反復ばく露による中枢神経系、血液、腎臓、肝臓の障害のおそれ
 水生生物に非常に強い毒性
 長期的影響により水生生物に非常に強い毒性

注意書き

【安全対策】
 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
 粉じん、ミスト、蒸気などを吸入しないこと。
 取扱い後は、よく手を洗うこと。



この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
環境への放出を避けること。

【応急措置】

飲み込んだ場合：口をすすぐこと。直ちに医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。
眼に入った場合：水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
気分が悪い時は、医師の診察、手当を受けること。
皮膚刺激が生じた場合：医師の診察、手当を受けること。
眼の刺激が続く場合：医師の診察、手当を受けること。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
漏出物を回収すること。

【保管】

湿気、直射日光を避け、容器を密閉し冷暗所に施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「分類対象外」、「分類できない」又は「区分外」である。

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別	： 単一製品
化学名	： 亜セレン酸ナトリウム （別名）亜セレン酸二ナトリウム、亜セレン酸ジナトリウム （英名）Sodium selenite (EC名称)、 Selenious acid, sodium salt (1:2) (TSCA名称)、 Disodium selenite
成分及び含有量	： 亜セレン酸ナトリウム、 97.0%以上 セレン (Se) 含量 = $97.0 \times 78.96 / 172.94 = 44.2\%$
化学式及び構造式	： Na ₂ SeO ₃ 、 Na ₂ O ₃ Se、 構造式は上図参照(1ページ目)。
分子量	： 172.94
官報公示整理番号	： (1)-507
化審法	： 公表化学物質（化審法番号を準用）
安衛法	： 10102-18-8
CAS No.	： 233-267-9
EC No.	： 233-267-9
危険有害成分	： 亜セレン酸ナトリウム ・ 労働安全衛生法 通知対象物 政令番号 333 表示対象物 政令番号 333 ・ 毒物劇物取締法 毒物「セレン化合物」 ・ 化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法) 1-242 (Se : 44%)

4. 応急措置

吸入した場合	： 呼吸が困難になった時は、新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。 気分が悪い時は、医師の治療を受ける。
皮膚に付着した場合	： 直ちに、汚染された衣類、靴などを脱ぐ。 速やかに、皮膚を多量の水と石鹼で洗う。 皮膚刺激などが生じた時は医師の手当を受ける。 汚染された作業衣は作業場から出さない。 汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。
目に入った場合	： 直ちに、水で15分以上注意深く洗う。その際、顔を横に向けてからゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。 まぶたを親指と人さし指で拡げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。 次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外す。 その後も洗浄を続ける。 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、治療を受ける。
飲み込んだ場合	： 直ちに医師に連絡する。 速やかに、口をすすぎ、うがいをする。 大量の水を飲ませ、指を喉に差し込んで吐かせる。 けいれんや意識混濁がある時又は意識がもうろうとしている時には吐かせてはいけない（窒息させたり、吐いた物が気管に入って肺炎になることがあるため）。 意識がない時は、何も与えない。もし、嘔吐が自然に生じた時は、気管への吸入が起きないように、頭を尻より下に身体を傾斜させ、肺への還流を防ぐ。嘔吐後、意識が戻れば、水を飲ませる。体の保温に努め、速や

かに医師の診察を受ける。
 予想される急性症状及び遅発性症状:
 吸入 : 胃痙攣、咳、下痢、めまい、頭痛、息苦しさ、吐き気、
 咽頭痛、嘔吐、脱毛
 皮膚に付着 : 発赤、痛み
 眼に付着 : 発赤、痛み
 経口摂取 : 胃痙攣、嘔吐

5. 火災時の措置

消火剤 : 本製品は不燃性である。
 周辺火災の種類に応じた消火剤を用いる。
 粉末消火剤、二酸化炭素、散水、噴霧水、泡消火剤
 使ってはならない消火剤 : 棒状放水(本品があふれ出し、生物に対する有害性や環境汚染を引き起こすおそれがある。)
 特有の危険有害性 : 火災中に熱分解し、刺激性又は毒性のガス及びヒュームを発生する可能性がある。
 消火水は環境汚染を引き起こすおそれがある。
 特有の消火方法 : 危険でなければ火災区域から容器を移動する。
 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
 消火を行う者の保護 : 有毒ガス等の接触を避けるため、消火作業の際は風上から行い、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置
 : 漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。
 漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。
 風上から作業し、粉じん、蒸気、ガスなどを吸入しない。
 皮膚、眼などの身体とのあらゆる接触を避ける。
 粉じんが飛散する場合は、水噴霧し飛散を抑える。
 密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。
 環境に対する注意事項 : 河川、下水道、土壌に排出されないように注意する。
 回収、中和 : 漏洩物を掃き集め、密閉できる空容器に回収する。
 漏洩物が飛散する場合は、水を散布し湿らしてから回収する。
 回収した漏洩物は、後で産業廃棄物として適正に廃棄処分する。
 後処理として、漏洩場所は大量の水を用いて洗い流す。
 封じ込め及び浄化の方法 : 機材
 : 危険でなければ漏れを止める。
 プラスチックシートで覆いをし、散乱を防ぐ。
 水で湿らせ、空気中のダストを減らし分散を防ぐ。
 二次災害の防止策 : 事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。
 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い
 技術的対策 : 本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。
 粉じん、ミスト、蒸気、ガスの発生を防止する。
 粉じんの堆積を防止する。
 局所排気・全体換気 : 換気装置を設置し、局所排気又は全体換気を行なう。
 安全取扱い注意事項 : すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。
 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。
 取扱い後はよく手を洗う。
 粉じん、蒸気、ガスを吸入しない。
 接触回避 : 湿気、水、高温体との接触を避ける。
 保管
 技術的対策 : 保管場所は耐火構造とし、出入口は施錠する。
 保管場所は、採光と換気装置を設置する。
 保管条件 : 直射日光や高温多湿を避けて保管する。
 乾燥した場所に保管する。
 容器を密閉して冷暗所に保管する。
 一定の場所を定めて、施錠して保管する。
 貯蔵する所には、赤地に白文字で「医薬用外毒物」の表示を行う。
 混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。
 混触危険物質 : 強酸化剤、酸
 容器包装材料 : ガラス、ポリプロピレン、ポリエチレンなど

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度	: 設定されていない。
許容濃度(ばく露限界値、生物学的ばく露指標):	
日本産衛学会(2017年版)	0.1mg/m ³ (セレンとして)
ACGIH(2017年版)	TLV-TWA 0.2mg/m ³ (セレンとして)
設備対策	: 取扱場所には局所排気又は全体換気装置を設置する。 この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。
保護具	
呼吸器の保護具	: 呼吸器保護具(防じんマスク等)を着用する。
手の保護具	: 保護手袋(塩化ビニル製、ニトリル製など)を着用する。
眼の保護具	: 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)を着用する。
皮膚及び身体の保護具	: 長袖作業衣を着用する。 必要に応じて保護面、保護長靴を着用する。
衛生対策	: この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。 取扱い後はよく手を洗う。 作業衣を家に持ち帰ってはならない。 保護具は保護具点検表により定期的に点検する。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色など	: 白色の結晶性粉末。潮解性あり。
臭い	: 無臭
pH	: 9(5%水溶液)
融点	: 分解(320)
沸点	: 分解
引火点	: 不燃性
爆発範囲	: データなし
蒸気圧	: データなし
蒸気密度(空気 = 1)	: データなし
比重(密度)	: データなし
溶解度	: 水にやや溶けやすい(46g/100mL、20)。 エタノールに溶け難い。
オクタノール/水分配係数	: データなし
自然発火温度	: 不燃性
分解温度	: 320
粘度	: データなし
GHS分類	
可燃性固体	: 本品は不燃性(ICSC(J)(2005))であることから、区分外とした。
自然発火性固体	: 本品は不燃性(ICSC(J)(2005))であることから、区分外とした。
自己発熱性化学品	: 本品は不燃性(ICSC(J)(2005))であることから、区分外とした。
水反応可燃性化学品	: 金属(Na)を含むが、水溶解度が46g/100mLであり、水に対して安定である(水との混触で可燃性ガスの発生がない)と考えられるので、区分外とした。

10. 安定性及び反応性

安定性	: 通常の実験条件下において安定である。 潮解性(吸湿性)がある。 空気中で炭酸ガスを吸収して亜硫酸を遊離する。
危険有害反応可能性	: 強熱すると有害な酸化セレン(IV)の煙霧を発生する。 強酸と混触すると、有毒なセレン化水素ガスを発生する。
避けるべき条件	: 湿気、日光、強熱
混触危険物質	: 強酸、強酸化剤
危険有害な分解生成物	: 酸化セレン(IV)、セレン化水素

11. 有害性情報

急性毒性	: 経口 RTECS(2004)のラットのLD50 = 7mg/kgに基づき、区分2とした。 飲み込むと生命に危険(経口) (区分2) 経皮 データがないため分類できない。 吸入(蒸気) データがないため分類できない。 吸入(粉じん) データがないため分類できない。
皮膚腐食性・刺激性	: ICSC(J)(1998)、SITTIG(4th, 2002)、HSFS(2002)のヒトにおける記述(発赤、やけど、変色等)から強めの皮膚刺激性があると考え、区分2とした。 皮膚刺激(区分2)
眼に対する重篤な損傷	: 眼刺激性: ACGIH-TLV(2004)、ICSC(J)(1998)、SITTIG(4th, 2002)、HSFS(2002)のヒトにおける記述(発赤、痛み、損傷等)から強めの眼刺激性

- があると考え、区分2 Aとした。
強い眼刺激(区分2A)
- 呼吸器感作性又は皮膚感作性 : 呼吸器感作性: 知見がないため分類できない。
皮膚感作性: EU-CLP, Annex I (Access on May 2005) の分類では皮膚感作性の可能性があるとしており、HSDB(2002)にもヒトの皮膚感作性を示唆する報告が1例あり、ICSC(J)(1998)にもヒトの接触皮膚炎の記述があるが、データ不足のため分類できない。
- 生殖細胞変異原性 : 体細胞in vivo変異原性試験(マウス骨髄染色体異常試験)の陽性報告(PATTY, 5th, 2001)はあるが、生殖細胞in vivo遺伝毒性試験の報告がないため、区分2とした。
- 発がん性 : 遺伝性疾患のおそれの疑い(区分2)
データ不足のため分類できない。
セレン化合物としてIRIS(1993)はD、IARC9(1975)はGroup 3と分類されている。
- 生殖毒性 : Priority 2文書のRTECS(2004)に、親動物の一般毒性に関する記述はないが、胚の着床後死亡、産子数、子の生存度への影響の記述があり、区分2とした。
生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い(区分2)
- 特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露) : Priority 2文書のICSC(J)(1998)およびSITTIG(4th, 2002)のヒトに対する記述から、区分2(呼吸器系、肝臓、心臓、神経系)とした。
呼吸器系、肝臓、心臓、神経系の障害のおそれ
- 特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露) : Priority 2文書のICSC(J)(1998)、SITTIG(4th, 2002)、HSFS(2002)にヒトでの中枢神経系、血液、腎臓、肝臓への影響の記述があり、Priority 2文書のHSDB(2002)、RTECS(2004)にもラットでの血液、腎臓、肝臓の影響の記述があるため、区分2(中枢神経系、血液、腎臓、肝臓)とした。
長期又は反復ばく露による中枢神経系、血液、腎臓、肝臓の障害のおそれ(区分2)
- 吸引性呼吸器有害性 : データがないため分類できない。

12. 環境影響情報

- 水生環境急性有害性: 魚類(ファットヘッドミノ) 96時間LC50=0.22mg/L (CER1ハザードデータ集、2002)から、区分1とした。
水生生物に非常に強い毒性(区分1)
- 水生環境慢性有害性: 急性毒性が区分1、生物蓄積性が低いものの(BCF=12(既存化学物質安全性点検データ))、金属化合物であり水中での挙動が不明であるため、区分1とした。
長期的影響により水生生物に非常に強い毒性(区分1)
- オゾン層への有害性: 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

13. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物 : 関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。
都道府県知事などの許可(収集運搬業許可、処分業許可)を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付して廃棄物処理を委託する。
廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上、処理を委託する。
必要に応じて、廃棄の前に可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。
本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄してはいけない。
(参考)沈殿隔離法
水に溶解後、希硫酸を加えて酸性にする。この溶液に、理論量の1.5~3倍量の硫化ナトリウムを加えて沈殿処理し(注: 3倍以上加えると沈殿が再溶解するので注意)、更にセメントを用いて固化し、溶出試験を行い、溶出量が判定基準以下であることを確認して埋立て処分する。
- 汚染容器及び包装 : 内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。
空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

14. 輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号 : 151

国際規制

海上規制情報 (IMDGコード/IMOの規定に従う)

UN No. : 2630
 Proper Shipping Name : SELENATES or SELENITES
 Class : 6.1 (毒物)
 Sub risk : -
 Packing Group : I
 Marine Pollutant : Yes (該当)
 Limited Quantity : -

航空規制情報 (ICAO-TI/IATA-DGRの規定に従う)

UN No. : 2630
 Proper Shipping Name : Selenites
 Class : 6.1
 Sub risk : -
 Packing Group : I

国内規制

陸上規制情報 (毒物劇物取締法、道路法の規定に従う)

海上規制情報 (船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等を定める告示に従う)

国連番号 : 2630
 品名 : セレン酸塩又は亜セレン酸塩
 クラス : 6.1
 副次危険 : -
 容器等級 : I
 海洋汚染物質 : 該当
 少量危険物許容量 : -

航空規制情報 (航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に従う)

国連番号 : 2630
 品名 : 亜セレン酸塩
 クラス : 6.1
 副次危険 : -
 容器等級 : I
 少量輸送許容量物件 : -

特別の安全対策

: 収納容器に漏れがないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積載し、荷崩れ防止を確実にし、収納容器が著しく摩擦または動揺を起こさないように運搬する。その他一般的な注意事項は、「7.取扱いおよび保管上の注意」の項による。食品や飼料と一緒に輸送してはならない。重量物を上積みしない。
 運搬中に収納容器から著しく漏れる等の災害が発生する恐れがある場合、災害防止の応急処置を講ずると共に、最寄りの消防機関その他の関係機関に通報する。
 車輦等による運搬の際には、荷送人は運送人にイエローカードを携帯させる。

15. 適用法令

- 労働安全衛生法 : 名称等を表示すべき危険物及び有害物 (政令番号 第333号「セレン及びその化合物」、対象重量%は 1) 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (政令番号 第333号「セレン及びその化合物」、対象重量%は 0.1) (別表第9)
- 化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法) :
 - ・種 別 「第1種指定化学物質」
 - ・政令番号 「1-242」
 - ・政令名称 「セレン及びその化合物」
- 消防法 : 非該当
- 毒物劇物取締法 : 毒物(指定令第1条第18号)「セレン化合物及びこれを含有する製剤」
包装等級
- 船舶安全法 : 毒物類(危規則第2, 3条危険物告示別表第1)
- 航空法 : 毒物(施行規則第194条危険物告示別表第1)
- 海洋汚染防止法 : 非該当(X類、Y類、Z類物質に非該当)
- 水質汚濁防止法 : 有害物質(施行令第2条)
「セレン及びその化合物」
【排水基準】0.1mg/L (Se)
- 土壌汚染対策法 : 第2種特定有害物質(政令第1条第13号)
「セレン及びその化合物」
【溶出量基準値】0.01mg/L(Se)

【含有量基準値】150mg/kg(Se)
 大気汚染防止法 : 有害大気汚染物質(政令番号:中環審第9次答申の112)
 「セレン及びその化合物」
 輸出貿易管理令 : 別表第1の16項(キャッチオール規制) 第28類 無機化学品
 HSコード(輸出統計品目番号、2019年4月1日版):2842.90-090
 「その他の無機酸塩-その他のもの-その他のもの」

16. その他の情報

(注)本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

取扱注意事項:

本製品の取扱いは毒物劇物取締法の規定に従い、購入、保管、使用及び廃棄には細心の注意を払うこと。毒物劇物取扱等の責任者は、必要に応じ取扱う者に対し労働安全衛生、漏洩防止、緊急時の対応、環境影響、使用記録、保管庫施設、紛失盗難防止などについて教育、訓練を実施し、事故の予防に努めること。

参考文献:

化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ	化学工業日報社
労働安全衛生法MSDS対象物質全データ	化学工業日報社(2007)
化学物質の危険・有害便覧	中央労働災害防止協会編
化学大辞典	共同出版
安衛法化学物質	化学工業日報社
産業中毒便覧(増補版)	医歯薬出版
化学物質安全性データブック	オーム社
公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)	三共出版
化学物質の危険・有害性便覧	労働省安全衛生部監修
Registry of Toxic Effects of Chemical Substances	NIOSH CD-ROM
GHS分類結果データベース	nite(独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP
GHSモデルMSDS情報	中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP

このデータは作成の時点における知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2019に準じ作成しています。